

# 指定居宅介護支援事業運営規程

第1条 医療法人社団ともいき会が開設する介護支援センターこまき（以下『当センター』と言う。）が行う指定居宅介護支援事業（以下『事業』という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## （事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下『利用者』と言う。）が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、当センターの介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援業務を提供することを目的とする。

## （運営方針）

第3条 当センターの運営方針は次の通りとする。

- (1) 当センターは、市区町村から要介護認定に係る訪問調査の委託があった場合は、これを受託し、公平中立で正しい訪問調査を実施する。
- (2) 当センターは、利用者が保健医療・福祉サービスが、適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、介護保健施設の紹介その他の便宜の提供を行う。
- (3) 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立つて、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4) 上記の他、岐阜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年4月1日施行）第16条の具体的取扱方針を遵守する。

## （事業の名称等）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 介護支援センターこまき（医療法人社団 ともいき会）
- (2) 事業所番号 2170100412
- (3) 所在地 岐阜市昭和町2丁目11番地
- (4) 電話 058-254-0645 FAX 058-213-7308
- (5) 24時間常時連絡体制 携帯 090-3954-7311

## （職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 当センターに勤務する職種、員数及び内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人（介護支援専門員との兼務）  
管理者は、当センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3人以上（常勤・非常勤専従 2人以上、管理者との兼務 1人）  
介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保健施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(休業日は日曜日、祝日、8月14日及び15日  
12月31日から翌年1月3日まで)  
(2) 営業時間 9:00~18:00

(指定居宅介護支援の提供方法・内容)

第7条 事業の提供方法・内容は次の通りとする。

(1) 提供方法

- ①利用者の相談を受ける場所 介護支援センターこまき  
②使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン  
③居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下『訪問介護等』と言う）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受けるものとする。

④サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案に位置づけた事業者等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する紹介等により、居宅サービス計画原案の内容について担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

⑤居宅訪問

原則としてケアプラン作成前と、サービス実施状況の把握（モニタリング）の為、1ヶ月に1回訪問する。

(2) 内容

- ①市町村からの委託を受けて行う訪問調査  
②居宅サービス計画の作成  
③介護にかかる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行  
④サービス事業者との連絡調整、介護保健施設等の紹介  
⑤その他、利用者等の自立に必要な援助

(通常の事業の実施範囲)

第8条 岐阜市内全域、羽島郡全域。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料その他の費用の額は次の通りとする。

- (1)事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。  
(2) 第8条に規定した通常の事業の実施区域を越えて行う場合に要した交通費につい

ては、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。なお、タクシー利用の場合は、実費額とする。

- ①実施地域をこえた地点から片道概ね 10 km未満 0 円
- ②実施地域をこえた地点から片道概ね 10 km以上 500 円

(3) 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

#### (事故発生時の対応)

第 10 条 当センターは、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- (3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (苦情処理)

第 11 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 当センターは、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会及び市町村が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会や市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第 12 条 当センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- (2) 当センターが得た利用者の個人情報については、当センターでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第 13 条

- (1) 当センターは、利用者的人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。
  - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
  - ④ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 当センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 その他運営に関する留意事項は次の通りとする。

- (1) 当センターは、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。
  - ①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
  - ②継続研修 隨時
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 当センターは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- (5) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団ともいき会と関係職員の協議に基づいて定めるものとする。
- (6) 当センターは特定事業所加算Ⅲをとっています。

(附則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

平成 13 年 6 月 1 日から施行する。  
平成 16 年 7 月 1 日から施行する。  
平成 18 年 8 月 16 日から施行する。  
平成 19 年 8 月 1 日から施行する。  
平成 19 年 11 月 1 日から施行する。  
平成 20 年 5 月 1 日から施行する。  
平成 20 年 12 月 1 日から施行する。  
平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 22 年 3 月 1 日から施行する。  
平成 22 年 7 月 15 日から施行する。  
平成 23 年 10 月 1 日から施行する。  
平成 23 年 11 月 1 日から施行する。  
平成 24 年 1 月 1 日から施行する。  
平成 24 年 10 月 10 日から施行する。  
平成 25 年 12 月 1 日から施行する。  
平成 26 年 2 月 1 日から施行する。  
平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 27 年 5 月 1 日から施行する。  
平成 27 年 11 月 1 日から施行する。  
平成 29 年 10 月 1 日から施行する  
平成 29 年 11 月 13 日から施行する。  
令和 2 年 6 月 1 日から施行する。  
令和 2 年 12 月 1 日から施行する。  
令和 3 年 1 月 1 日から施行する。  
令和 3 年 8 月 1 日から施行する。  
令和 6 年 4 月 1 日から施行する。